

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」の概要

労災保険率は「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」及び同法に基づく政省令の定めにより、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、過去3年間の災害率等を考慮して事業の種類ごとに決定することとされているところであり、平成17年3月に策定した「労災保険率の設定に関する基本方針」（参考）に従って設定するものである。

今回は、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第30号）において、船員保険の職務上疾病・年金部門が労災保険に統合されることとなったことから、労災保険率を定める業種の数が増え現行の54から55となる。

1 改正内容

- (1) 現行54業種の労災保険率は、別表1のとおり改定する。
労災保険率が引上げとなる業種は5業種、引下げとなる業種は38業種、据置きとなる業種は11業種である。
今回改定の結果、労災保険率の加重平均は1000分の7.0から1000分の5.4に下がる見込みであり、事業主の保険料負担は年間約1,827億円減額されることとなる。
- (2) 船員保険が平成22年1月に統合されることに伴い、新たに設定することとなる「船員法第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法第3条に規定する場合にあっては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業」に係る労災保険率を1000分の50とする。
- (3) 労務費率（請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率）は、別表2のとおり改定する。
- (4) 第2種特別加入保険料率及び第3種特別加入保険料率は、別表3のとおり改定する。

2 施行期日

平成21年4月1日。ただし、1の(2)（船員関係）については、平成22年1月1日。

労 災 保 険 率 表 (案)

(平成21年4月1日改定予定)

事業の種類	事業の種類	労 災 保 険 率		
		現行	改定案	
林業	林業	1000分の60		
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の41	1000分の32	
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の40	1000分の41	
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1000分の87		
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の46	1000分の30	
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の6.5		
	採石業	1000分の70		
	その他の鉱業	1000分の28	1000分の24	
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の118	1000分の103	
	道路新設事業	1000分の21	1000分の15	
	舗装工事業	1000分の14	1000分の11	
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の23	1000分の18	
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の15	1000分の13	
	既設建築物設備工事業	1000分の14		
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の14	1000分の9	
	その他の建設事業	1000分の21	1000分の19	
製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1000分の7.5	1000分の6.5	
	たばこ等製造業	1000分の6.5	1000分の5.5	
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の5.5	1000分の4.5	
	木材又は木製品製造業	1000分の18	1000分の15	
	パルプ又は紙製造業	1000分の7.5	1000分の7	
	印刷又は製本業	1000分の5	1000分の4.5	
	化学工業	1000分の6.5	1000分の5	
	ガラス又はセメント製造業	1000分の7.5		
	コンクリート製造業	1000分の14		
	陶磁器製品製造業	1000分の17	1000分の18	
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の26		
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の7.5	1000分の7	
	非鉄金属精錬業	1000分の7.5	1000分の8.5	
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の8.5	1000分の7.5	
	鋳物業	1000分の18	1000分の19	
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	1000分の14	1000分の11	
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	1000分の9	1000分の7.5	
	めつき業	1000分の8.5	1000分の6	
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の7	1000分の6.5	
	電気機械器具製造業	1000分の4.5	1000分の3.5	
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の6	1000分の5	
	船舶製造又は修理業	1000分の22	1000分の23	
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の4.5	1000分の3	
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の5.5	1000分の4	
	その他の製造業	1000分の8	1000分の7.5	
	運輸業	交通運輸事業	1000分の5.5	1000分の5
		貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の13	1000分の11
港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）		1000分の13	1000分の12	
港湾荷役業		1000分の23	1000分の17	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の4.5	1000分の3.5	
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の12		
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の13		
	ビルメンテナンス業	1000分の6.5	1000分の6	
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の7		
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の4.5	1000分の3	
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の5	1000分の4	
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の4.5	1000分の3	
	その他の各種事業	1000分の4.5	1000分の3	

注) 改定案が空欄の事業については改定は行わない。

労務費率表(案)

(平成21年4月1日改定予定)

事業の種類 の分類	事業の種類	請負金額に乗ずる率	
		現行	改定案
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	
	道路新設事業	21%	
	舗装工事業	20%	19%
	鉄道又は軌道新設事業	23%	24%
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	21%	
	既設建築物設備工事業	21%	22%
	機械装置の組立て又は据付けの事業		
	組立て又は取付けに関するもの	40%	
その他のもの	21%	22%	
	その他の建設事業	24%	

注) 改定案が空欄の事業については改定は行わない。

第二種特別加入保険料率表(案)

(平成21年4月1日改定予定)

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入保険料率	
		現行	改定案
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	1000分の14	
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	1000分の20	1000分の19
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	1000分の46	
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	1000分の51	1000分の52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	1000分の6	1000分の7
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	1000分の12	1000分の13
特 7	労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業(指定農業機械従事者)	1000分の5	
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	1000分の6	1000分の5
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	1000分の17	1000分の16
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	1000分の6	1000分の7
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	1000分の17	
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	1000分の4	
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	1000分の18	
特14	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業(事業主団体等委託訓練従事者)	1000分の6	1000分の5
特15	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	1000分の8	1000分の9
特16	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	1000分の5	1000分の4
特17	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者)	1000分の7	1000分の6

第三種特別加入保険料率(案)

(平成21年4月1日改定予定)

対 象	第三種特別加入保険料率	
	現行	改定案
海外で行われる事業に派遣される労働者等	1000分の5	1000分の4

注) 改定案が空欄の事業については改定は行わない。